

# 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の主な改正内容

土木交通部監理課審査契約係

## 建設工事等入札参加停止基準の改正について

建設工事等入札参加停止基準の改正の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 概要

国土交通省および他府県の基準を踏まえて、県発注工事にかかる行為等であるかどうか、また、その行為等が県内または県外であるかの区分に応じて基準を細分化し、これらの区分に応じてきめ細やかな措置を行います。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 入札参加の停止期間（別表1、別表2）

入札参加の停止期間の範囲を定めることとし、県や社会等に与える影響や過失の程度等の状況に応じて、具体の停止期間を定めることとします。

##### (2) 過失による粗雑工事等（別表1 第2号）

「国会または県議会に報告されたとき」としていた要件を削除し、過失の程度等の状況に応じて、措置ができるようにします。

##### (3) 公衆損害事故、工事関係者事故（別表1 第5号～第8号）

県発注等の工事に係る事故と、それ以外の一般工事に係る事故に分類し、県発注等の工事に係る事故については、一般工事より厳しく対応します。

##### (4) 贈賄、公契約関係競売入札妨害または談合（別表2 第1号～第3号、第7号～第11号）

贈賄等を行った者の地位（代表役員等、一般役員等、使用人）により停止期間を分類し、違反行為者が代表役員等の場合はより厳しく対応します。

#### 3 施行期日

平成29年10月1日

※ 詳細は新旧対照表のとおり